

コピーで使える主要様式

＜労働基準法改正により時間外労働・休日労働に関する協定届の様式が変更になりました＞

時間外労働・休日労働に関する協定届（様式第 9 号関係）

法定労働時間を超え、または法定休日に労働させる場合は、労使協定を結び協定届を届け出ることが必要です。
事業規模、業種、用途により様式が異なっておりますのでご注意ください。

事業規模・業種	用途	使用する様式	記入例	様式
大企業 (建設業・自動車運転 の業務・医師を除く)	協定する時間外労働の限度時間を原則 上限時間（1 ヶ月 45 時間、1 年間 360 時 間）以内とする場合	A 新様式第 9 号	p.5	p.10
	特別条項付きとする場合	B 新様式第 9 号の 2 (2 枚 1 組)	p.6-7	p.11-12
	新技術・新商品等の研究開発業務に従事 する労働者に時間外・休日労働を行わせ る場合	C 新様式第 9 号の 3	—	p.13
中小企業・建設業・自動車運転の業務・医師		D 新様式第 9 号の 4	p.8	p.14

※新様式第 9 号の 4 は昨年までの様式第 9 号と同じものです。

就業規則（変更）届および意見書（様式任意）

1 年単位の変形労働時間制に関する協定届（様式第 4 号）

※様式のダウンロードはこちら

検索ワード  働き方改革 厚労省 36協定

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

または

 労働基準関係主要様式

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/>



改正内容（時間外労働の上限規制）

（大企業：2019年4月～、中小企業：2020年4月～）

これまでの限度基準告示による上限は、罰則による強制力がなく、また特別条項を設けることで上限無く時間外労働を行わせることが可能となっていました。今回の改正によって、罰則付きの上限が法律に規定され、さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回るできない上限が設けられます。

Point
1

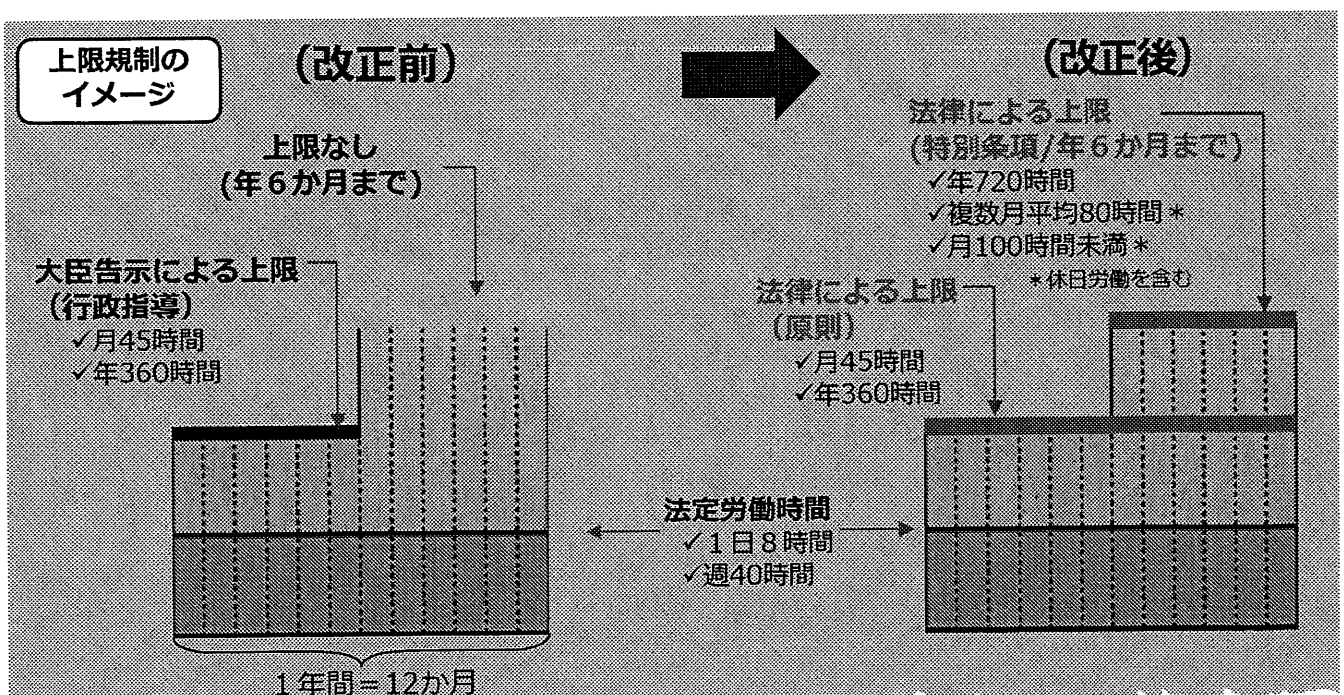
**時間外労働の上限が罰則付きで法律に規定されます。
さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回るできない上限が設けられます。**

- 今回の改正によって、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることができません。
- 臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、以下を守らなければなりません。
 - 時間外労働が年720時間以内
 - 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
 - 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり80時間以内
 - 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度
- 上記に違反した場合には、罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科されるおそれがあります。



特別条項の有無に関わらず（※）、1年を通して常に、時間外労働と休日労働の合計は、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内にしなければなりません。

（※）例えば時間外労働が45時間以内に収まって特別条項にはならない場合であっても、時間外労働＝44時間、休日労働＝56時間、のように合計が月100時間以上になると法律違反となります。



中小企業への上限規制の適用は1年間猶予されます。

- 上限規制の施行は2019年4月1日ですが、中小企業に対しては1年間猶予され2020年4月1日からとなります。
- 中小企業の範囲については、「資本金の額または出資の総額」と「常時使用する労働者の数」のいずれかが以下の基準を満たしていれば、中小企業に該当すると判断されます。なお、事業場単位ではなく、企業単位で判断されます。

業種	資本金の額または 出資の総額	常時使用する 労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	または 100人以下
その他 (製造業、建設業、運輸業、その他)	3億円以下	300人以下

※業種の分類は、日本標準産業分類に従って判断されます。

業種	日本標準産業分類	
小売業	大分類I (卸売業、小売業)のうち	中分類56 (各種商品小売業)、中分類57 (繊維・衣服・身の回り品小売業)、中分類58 (飲食料品小売業)、中分類59 (機械器具小売業)、中分類60 (その他の小売業)、中分類61 (無店舗小売業)
	大分類M (宿泊業、飲食サービス業)のうち	中分類76 (飲食店)、中分類77 (持ち帰り・配達飲食サービス業)
サービス業	大分類G (情報通信業)のうち	中分類38 (放送業)、中分類39 (情報サービス業)、中分類411 (映像情報制作・配給業)、中分類412 (音声情報制作業)、中分類415 (広告制作業)、中分類416 (映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)
	大分類K (不動産業、物品賃貸業)のうち	中分類693 (駐車場業)、中分類70 (物品賃貸業)
	大分類L (学術研究、専門・技術サービス業)	
	大分類M (宿泊業、飲食サービス業)のうち	中分類75 (宿泊業)
	大分類N (生活関連サービス業、娯楽業)	ただし、小分類791 (旅行業)は除く
	大分類O (教育、学習支援業)	
	大分類P (医療、福祉)	
	大分類Q (複合サービス業)	
	大分類R (サービス業<他に分類されないもの>)	
卸売業	大分類I (卸売業、小売業)のうち	中分類50 (各種商品卸売業)、中分類51 (繊維、衣服等卸売業)、中分類52 (飲食料品卸売業)、中分類53 (建築材料、鉱物・金属材料等卸売業)、中分類54 (機械器具卸売業)、中分類55 (その他の卸売業)
その他 (製造業、建設業、運輸業、その他)	上記以外のすべて	

(参考) 日本標準産業分類 (2013年10月改定 (第13回改定))

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm

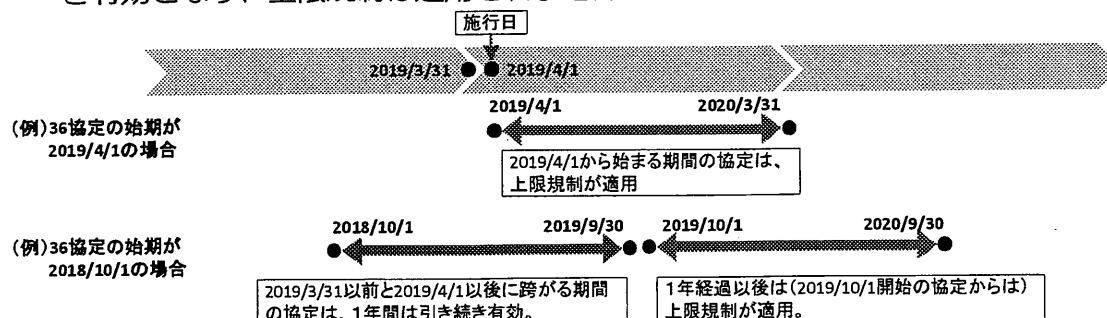
(大分類)

A.農業、林業 B.漁業 C.鉱業、採石業、砂利採取業 D.建設業 E.製造業 F.電気・ガス・熱供給・水道業
G.情報通信業 H.運輸業、郵便業 I.卸売業、小売業 J.金融業、保険業 K.不動産業、物品賃貸業
L.学術研究、専門・技術サービス業 M.宿泊業、飲食サービス業 N.生活関連サービス業、娯楽業
O.教育、学習支援業 P.医療、福祉 Q.複合サービス事業 R.サービス業 (他に分類されないもの)
S.公務 (他に分類されるものを除く) T.分類不能の産業

Point 3

上限規制の施行に当たっては、経過措置を設けています。

- 施行に当たっては経過措置が設けられており、2019年4月1日（中小企業は2020年4月1日）以後の期間のみを定めた36協定に対して上限規制が適用されます。2019年3月31日を含む期間について定めた36協定については、その協定の初日から1年間は引き続き有効となり、上限規制は適用されません。



Point 4

上限規制の適用が猶予・除外となる事業・業務があります。

- 以下の事業・業務については、上限規制の適用が5年間猶予されます。

事業・業務	猶予期間中の取扱い (2024年3月31日まで)	猶予後の取扱い (2024年4月1日以降)
建設事業	上限規制は適用されません。	●災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。 ●災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。
自動車運転の業務		●特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。 ●時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。 ●時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。
医師		具体的な上限時間は今後、省令で定めることとされています。
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。	上限規制がすべて適用されます。

- 新技術・新商品等の研究開発業務については、上限規制の適用が除外されています。

なお、今回の法改正によって労働安全衛生法が改正され、新技術・新商品等の研究開発業務については、1週間当たり40時間を超えて労働した時間が月100時間を超えた労働者に対しては、医師の面接指導が罰則付きで義務付けられました。

事業者は、面接指導を行った医師の意見を勘案し、必要があるときには就業場所の変更や職務内容の変更、有給休暇の付与などの措置を講じなければなりません。

(様式第9号の2(第16条第1項関係))

働実利法第5条に基つて女王陛下恩裁務を具いよ。

- ◆ 36協定の届出は電子申請でも行うことができます。
- ◆ (任意) の欄は、記載しなくても構いません。

時間外労働 に関する協定届
休日労働

労働保険番号・法人番号を記載してください。

様式第9号の2(第16条第1項関係)

事業の種類

時) に急に筋を止し、くたにさい

事業の名称

事業の所在地 (電話番号)

協定の有効期間

金屬製品製造業

〇〇金属工業株式会社 〇〇工場

(〒 〇〇〇—〇〇〇〇)
〇〇市〇〇町1-2-3

(電話番号:000-0000-0000)

〇〇〇〇年4月1日から1年間

この協定が有効となる期間を定めてください。1年間とすることが望ましいです。

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

事由は具体的に
定めてください。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

超える時間数を定めてください。

数を定めてください。①は45時間以内、②は42時間以内です。

を定めてください。①は360時間以内、②は320時間以内です。

対象期間が3か月を超え、1年単位の変形労働時間制が適用される労働者については、②の欄に記載してください。

上記で定める時間数にカウチラらず、時間外労働及び休日労働を含ま算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと

(チエックボックスに要チエック)

臨時的な特別の事情がなければ、**限度時間（94.5時間又は42時間・年360時間又は320時間）**を超えることはできません。
限度時間を超えて労働させる必要がある場合でも、**時間外労働は限度時間にできる限り近づけるように努めてください。**

様式第9号の2(第16条第1項関係)

時間外労働
休日労働
に関する協定届
(特別条項)

		1日 (任意)		1週間 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)		1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)						
						起算日 (年・月・日)	〇〇〇〇年〇月〇日					
臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合 業務の種類 労働者数 (満18歳以上の者)		延長することのできる時間数	延長することのできる時間数 及び休日労働の時間数	限度時間を超えて労働させることのできる時間数 と労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることのできる時間数 と労働の時間数を合算した時間数 (任意)	延長することのできる時間数	延長することのできる時間数 と労働の時間数を合算した時間数 (任意)					
		法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超過する労働時間と所定労働時間とを合算した時間数 (60回以内に限る。)	法定労働時間を超過する労働時間と所定労働時間とを合算した時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)					
突発的な仕様変更、新システムの導入	設計	10人	6時間	6.5時間	6回	90時間	100時間	35%	700時間	820時間	35%	
	製品トナリル・大規模なチームへの対応	検査	20人	6時間	6.5時間	6回	90時間	100時間	35%	600時間	720時間	35%
	機械トナリルへの対応	機械組立	10人	6時間	6.5時間	4回	80時間	90時間	35%	500時間	620時間	35%
事由は一時的又は突発的に時間外労働を行わせる必要があるもの限り、できる限り「具体的に定めなければなりません」。「業務の都合上必要なとき」「業務上やむを得ないとき」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。 業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。 月の時間外労働の限度時間(月45時間又は42時間)を超えて労働させる回数(年6回以内)に限り、年6回以内。 限度時間(月45時間又は42時間)を超えて労働させる場合、1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数を定めてください。月100時間未満に限り、年2〜6か月平均で80時間を超えてはいけません。 限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めてください。この場合、法定の割増率(25%)を超える割増率となるよう努めてください。 限度時間(年360時間又は320時間)を超えて労働させる1年の時間外労働(休日労働は含みません)の時間数を定めてください。年720時間以内に限り、年720時間以内。		労働者代表者に対する事前申し入れ		(該当する番号) ①、③、⑩		(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催						
限度時間を超えて労働させる場合における手帳 限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置												

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年間において協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

わたせる必要のあるものに限り、できる限り具体的に定めなければなりません。

「業務の都合上必要なとき」「業務上やむを得ないとき」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

月の時間外労働の限度時間又は42時間の限度時間又は42時間)を超えて労働させる回数(これを6回以内)に限りまゝす。

1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数を定めてください。月100時間未満に限りまゝす。なお、2〜6か月平均で月80時間を超えてはいけません。

間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めてください。

この場合、法定の割増率（25％）を超える割増率となるよう努めてください。

収受時間（年360時間又は320時間）を超えて労働させる1年の時間外労働（休日労働は含みません）の時間数を定めてください。年720時間以内に限らず

間外労働をさせる場合の割増賃金率をめぐってください。

この場合、法定の増率(25%)を超える割増率となるように努めてください。

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3 月 12日

協定の当事者である労働組合の名称（事業場の労働者の通

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選

投票による選挙

職名 氏名)

検査課主任 山田花子

にはなれません。

00

工場長
田中太郎



७.

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2〜3か月平均80時間以内でなければいけません。これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

- ・労使は、36協定届の様式を用いて36協定を締結することができます。
- ・他の形式で36協定を締結し、これを協定届様式に転記し届け出ても差し支えありません。
- ・必要事項の記載があれば、協定届様式以外の形式でも届出できます。

36協定の届出は電子申請でも行えます。

新様式第9号の4と同じものです

様式第9号(第17条関係)

様式第9号（第17条関係）

事業場（工場、支店、営業所等）ごとに協定してください。

時間外労働に関する協定届 休日労働

原則として1日8時間、週40時間を
超えて延長する時間を協定します。

事業場の種類		事業場の名称		事業場の住所				
金属製品製造業		〇〇金属工業株式会社〇〇工場		〇〇市〇〇〇 1-2-3 (000-000-0000)				
事業場の名称	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 （満18歳以上の者）	所定労働時間	延長することができる時間		期 間	
					1日	1か月（毎月1日）		
① 下記②に該当しない労働者	臨時の受注、納期変更 月末の決算事務	検査 経 理	10人 5人	1日8時間 同上	3時間 3時間	30時間 15時間	250時間 150時間	平成〇年4月1日から1年間 同上
				事由は具体的に 定めてください。		業務の範囲を細分化し、 明確に定めてください。		
② 1年単位の變形労働時間制により労働する労働者	臨時の受注、納期変更	機械組立	10人	同上	3時間	20時間	200時間	同上
3か月を超える1年単位の變形労働時間制が適用される労働者については、②の欄に記載してください。		・「1日を超えて3か月以内の期間」と「1年間」について協定が必要です。 ・協定時間は限度時間を超えないようにしてください。 （ただし、限度基準が適用されない業種を除きます）						
休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 （満18歳以上の者）	所定休日	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻	期 間			
臨時の受注、納期変更	機械組立	10人	毎週土曜・日曜	1か月に1日、8:30～17:30	平成〇年4月1日から1年間			
協定の成立年月日	平成〇年 3月 12日	職名 氏名	検査課主任 山田花子	管理監督者は労働者代表にはなれません。				
協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名	協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）	職名 氏名	工場長 田中太郎	協定届様式を用いて協定する場合は、署名又は記名押印をしてください。				
平成〇年 3月 15日		職名 氏名						

○ ○ 勞働基準監督署長殿

1. 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働を要する業務としない業務とを区別して記載すること。

定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入す

2. 「延長することのできる時間」の欄の記入に当たっては、

(1) 「1日」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5

つて、1日についての限度となる（起算日）の欄には、学

(2) 「1日を超える一定の期間（起算日）」の欄には、左側

長とする。この間、当該航空で定められたすべての期間を記入し、第36条第1項に当り、

その上欄に当該協定で定められたすべりの期間を記入し

②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間記入すること。

3. ②の例は、労働基準法第32条の4の規定による労働時

4 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時間。」

4. 労働で終業の時刻を記入することから床口並に如木込の如木の如

5. 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることの如業及び時刻を記入すること。

36協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・挙手等の方法で選出してください。使用者の指名で選ぶことはできません。

の健康上特に有害な業務について協

管理監督者は労働者代表にはなりません。

協定届様式を用いて協定する場合は、署名又は記名押印をしてください。

式 様

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)		協定の有効期間				
				(〒) (電話番号:)						
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日	延長することができる時間数			
						法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数	1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)	1年(①については360時間まで、②については320時間まで)	
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者										
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻				

(2枚の内1枚目)

時間外労働に関する協定届
休日労働

[illegible]

様式第9号の2(第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間	
				（〒 — ）		（電話番号： — ）	
時間外労働 ① 下記②に該当しない労働者		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 （満18歳以上の者）	所定労働時間 （1日） （任意）	1日	1年（①については360時間まで、②については320時間まで）
						法定労働時間を超える時間数 （任意）	法定労働時間を超える時間数 （任意）
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者							
休日労働 休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 （満18歳以上の者）	所定休日 （任意）	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻	

(2枚の内2枚目)

休日労働（特別条項）に関する協定由

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

[illegible]

協定の成立年月日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名

田 月 年

職名
使用者

勞働基準監督署長殿

協定の有効期間

	(〒)	(電話番号： - -)									
時間外労働 ① 下記②に該当しない労働者 ② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数			1年 起算日 (年月日)			
					1日 法定労働時間を超える時間数	1箇月 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数				
休日労働											
休日労働をさせる必要がある具体的な事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数	労働させることのできる法定休日における始業及び終業の時刻					
(該当する番号)		(具体的内容)									

労働基準法第36条第4項で定める時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 氏名 ）

職名 氏名

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号の4（第70条関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）			
時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間数			期間
				1日	1日を超える一定の期間（起算日）		
					1年（ ）		
① 下記②に該当しない労働者							
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者							
休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻			期間

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ ）

年 月 日

職名
使用者 氏名

労働基準監督署長殿

就業規則（変更）届および意見書（様式任意）

使用者は、常時10人以上の労働者を使用するに至ったときは、就業規則を作成し、労働者代表の意見を添付して遅滞なく所轄労働基準監督署長に届け出ます。就業規則の内容を変更したときも同様です。

記入上のポイント

- 1 就業規則の作成または変更については、その事業場の労働者の過半数で組織する労働組合、または労働者の過半数を代表する者の意見を聞く必要があります。
- 2 就業規則の記載事項には、①必ず記載しなければならない事項（絶対的必要記載事項）と②定めをする場合には、記載しなければならない事項（相対的必要記載事項）の2種類があります。

①は、労働条件として重要な労働時間、休憩、休日、休暇、賃金および退職（解雇を含む）に関する事項です。

②は、退職手当、臨時の賃金、安全衛生、職業訓練、災害補償、表彰および制裁等の事項です。
- 3 パートタイム労働者等労働条件が異なる場合には、それらの者については別に規定を設けることが必要です。
- 4 下記様式は、名古屋北労働基準監督署用のものです。他の労働基準監督署へご提出の場合の様式は、愛知労働局のホームページよりダウンロード下さい。

愛知労働局ホームページアドレス <http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

就業規則(変更)届の例

II 意見書の例

届出部数：2部（提出用・控用）

就 業 規 則（変更）届

名古屋北 労働基準監督署長 殿

平成 ○○年 ○○月 ○○日

今回、別添のとおり当社の就業規則を制定（変更）しましたので、従業員代表の意見書を添付のうえお届けします。

事業場の所在地 ○○市○○町○—○—○

事業場の名称 ○○株式会社

使用者職氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○

事 業 の 種 類

○○製造業

労 働 保 険 番 号

2	3	1	0	1	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
所 属		西 割		支 部		支 社 番 号				支 店 番 号		第 一 派 遣 監 督 署 号			

○留意　別紙届出から事業場番号又は所在地変更がある場合、印是数字は印所在地

(○○○○○、○○○○○)

意 見 書

平成〇〇年 〇〇月 〇〇日

〇 〇 株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿

平成〇〇年 〇〇月 〇〇日付けをもって意見を求められた就業規則（改正）案について、下記のとおり意見を提出します。

記

1. 〇〇の制度を検討してください。

以上

従業員代表

〇 〇 〇 〇

（選出方法：投票による選挙）

就 業 規 則（変更）届

名古屋北 労働基準監督署長 殿

平成 年 月 日

今回、別添のとおり当社の就業規則を制定（変更）しましたので、従業員代表の意見書を添付のうえお届けします。

事業場の所在地

事業場の名称

使用者職氏名



事業の種類

労働保険番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

府 県

所 掌

管 轄

基 幹 番 号

枝 番 号

被一括事業場番号

◎留意：前回届出から事業場名称又は所在地変更がある場合、旧名称又は旧所在地

(

)

意見書

平成 年 月 日

殿

平成 年 月 日付けをもって意見を求められた就業規則（改正）案について、下記のとおり意見を提出します。

記

従業員代表

印

（選出方法： ）

1年単位の変形労働時間制に関する協定届（様式第4号）

1年単位の変形労働時間制に関する協定届は、季節等比較的長い周期で業務の繁閑が生ずるような業務で、1年以内の期間を単位とする変形労働時間制を採用する場合に、使用者が、あらかじめ所轄労働基準監督署長に提出します。

記入上のポイント

- 就業規則に本制度による旨を定めるとともに、この場合における各労働日の始業・終業の時刻、休憩時間、休日等について定めておきます。
- 労働者代表と以下の項目について労使協定を締結しておく必要があります。
 - ①対象となる労働者の範囲
 - ②対象期間（1カ月を超え1年以内の一定期間とすること）およびその起算日
 - ③特定期間（対象期間中の特に業務が繁忙な期間）
 - ④対象期間における労働日および労働日ごとの所定労働時間（対象期間を1カ月以上の期間ごとに区分する場合は、最初の期間における労働日および労働日ごとの所定労働時間並びにその他の各期間における労働日数および総労働時間）。

ただし、労働日数は対象期間が3カ月を超える場合には原則として1年当たり280日以内、連続労働日数は原則として6日以内（特定期間においては1週間に1日の休日が確保できる範囲内）、所定労働時間は1日10時間以内、1週52時間以内（対象期間が3カ月を超える場合は、1週48時間を超える週は連続3週間以内、1週48時間を超える週の初日の数は3カ月に3以内）とすること。

⑤有効期間

1年単位の変形労働時間制に関する協定届の例

様式第4号（第12条の4第6項関係）

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）		常時使用する労働者数
金属製品製造業	〇〇金属工業株式会社	〇〇市〇〇町〇・〇・〇 電話番号（〇〇〇〇・〇〇〇〇）		20人
該当労働者数 （満18歳未満の者）	対象期間および特定期間 （起算日）	対象期間中の各日および各週の 労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間
18人 （人）	対象期間 1年 特定期間 2月、6月、9月、10月 （平成〇年4月1日）	別添協定書のとおり	39時間53分	平成〇年4月1日から 平成〇年3月31日まで
労働時間が最も長い日の労働時間数 （満18歳未満の者）	8時間30分 （時間 分）	労働時間が最も長い週の労働時間数 （満18歳未満の者）	51時間00分 （時間 分）	対象期間中の総労働日数
				254日
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	3 週	対象期間中の最も長い連続労働日数	6 日間	
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	7 週	特定期間中の最も長い連続労働日数	12 日間	
旧協定の対象期間	平成〇年4月1日から平成〇年3月31日	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	8時間00分	
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	48時間00分	旧協定の対象期間中の総労働日数	260日	

協定の成立年月日 平成 〇 年 〇 月 〇 日

協定の当事者である労働組合の名称または労働者の過半数を代表する者の 職名 検査課主任 氏名 〇 〇 〇 〇 ㊟

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 投票による選挙 ） 平成 〇 年 〇 月 〇 日

使用者 職名 代表取締役 氏名 〇 〇 〇 〇 ㊟

〇〇労働基準監督署長 殿

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)		常時使用する労働者数
				人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間および特定期間 (起算日)	対象期間中の各日および各週の労働時間並びに所定休日		対象期間中の1週間の平均労働時間数
人 ()		(別紙)		時間 分
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分	対象期間中の総労働日数
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	週	対象期間中の最も長い連続労働日数	日間	
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	週	特定期間中の最も長い連続労働日数	日間	

旧協定の対象期間	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	時間 分
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	時間 分	旧協定の対象期間中の総労働日数

協定の成立年月日 平成 年 月 日

協定の当事者である労働組合の名称または労働者の過半数を代表する者の氏名 職名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 ()

平成 年 月 日 職名 氏名

使用者 氏名

労働基準監督署長 殿

記載心得

1 法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。

2 「対象期間および特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。

3 「対象期間中の各日および各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。

4 「旧協定」とは、則第12条の4第3項に規定するものであること。

各種協定届の提出先等

届出先	各事業場の所轄労働基準監督署
届出単位	各事業場
届出部数	2 部（提出用＋控用） 控用は、受付印が押され返戻されます
届出方法	郵送可 ※切手を貼付した返信用封筒を同封のこと

愛知県内に所在する事業場の届出先 <担当部署>

署 名	所 在 地	管 轄 区 域
名古屋北 <方面>	〒461-8575 名古屋市東区白壁 1-15-1 (名古屋合同庁舎第 3 号館 8 階) T E L / 052(961)8653(監督)	東区/北区/中区/守山区/春日井市/小牧市
名古屋東 <方面>	〒468-8551 名古屋市天白区中平 5-2101 T E L / 052(800)0792(監督)	千種区/昭和区/瑞穂区/熱田区/緑区/名東区/天白区/豊明市/日進市/愛知郡東郷町
名古屋南 <方面>	〒455-8525 名古屋市港区港明 1-10-4 T E L / 052(651)9207(監督)	中川区/港区/南区
豊橋 <方面>	〒440-8506 豊橋市大国町 111 豊橋地方合同庁舎 6 階 T E L / 0532(54)1192(監督)	豊橋市/豊川市/蒲郡市/新城市/田原市/北設楽郡
名古屋西 <方面>	〒453-0813 名古屋市中村区二ツ橋町 3-37 T E L / 052(481)9533(監督)	中村区/西区/清須市/北名古屋市/西春日井郡
岡崎 <方面>	〒444-0813 岡崎市羽根町字北乾地 50-1 岡崎合同庁舎 5 階 T E L / 0564(52)3161	岡崎市/額田郡
一宮 <方面>	〒491-0903 一宮市八幡 4-8-7 一宮労働総合庁舎 T E L / 0586(45)0206	一宮市/稲沢市
半田 <方面>	〒475-8560 半田市宮路町 200-4 半田地方合同庁舎 T E L / 0569(21)1030	半田市/常滑市/東海市/知多市/大府市/知多郡
刈谷 <方面>	〒448-0858 刈谷市若松町 1-46-1 T E L / 0566(21)4885	刈谷市/碧南市/安城市/知立市/高浜市
豊田 <方面>	〒471-0867 豊田市常盤町 3-25-2 T E L / 0565(35)2323	豊田市/みよし市
瀬戸 <監督課>	〒489-0881 瀬戸市熊野町 100 T E L / 0561(82)2103	瀬戸市/尾張旭市/長久手市
津島 <監督課>	〒496-0042 津島市寺前町 3-87-4 T E L / 0567(26)4155	津島市/愛西市/弥富市/あま市/海部郡
江南 <監督安衛課>	〒483-8162 江南市尾崎町河原 101 T E L / 0587(54)2443	江南市/犬山市/岩倉市/丹羽郡
西尾 <監督安衛課>	〒445-0072 西尾市徳次町下十五夜 13 T E L / 0563(57)7161	西尾市